

豊明市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、豊明市監査基準に準拠して定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年12月23日

豊明市監査委員

古橋 洋一
宮本 英彦

1 監査の対象

行政経営部 財政課

2 監査の期間

令和3年7月13日から令和3年8月5日まで

3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年6月30日までに執行した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

5 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

7 監査の対象

出納室

8 監査の期間

令和3年8月2日から令和3年8月24日まで

9 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年6月30日までに執行した事務事業

1.0 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

1.1 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

1.2 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1.3 監査の対象

豊明市文化会館の指定管理者愛知県舞台運営事業協同組合及び当該団体等を管轄する生涯学習課

1.4 監査の期間

令和3年8月27日から令和3年9月17日

1.5 監査の方法

令和2年度指定管理料に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

1.6 監査の着眼点

- (1) 事業計画、予算決算書等が所管課へ提出した実績報告書等と符合するか。
- (2) 事業は計画に沿って適切に行われ、十分な効果をあげているか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。
- (4) 管理料に係る会計処理は適切か。
- (5) 会計処理上の責任体制は確立しているか。

1.7 監査の結果

今回監査した豊明市文化会館の指定管理者愛知県舞台運営事業協同組合及び当該団体等を管轄する生涯学習課の令和2年度公の施設の指定管理料の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

(1) 豊明市文化会館茶席運営委託契約書に締結日の記載がない。

1 8 監査の対象

市民生活部 債権管理課

市民生活部 税務課

1 9 監査の期間

令和3年8月30日から令和3年9月21日まで

2 0 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年7月31日までに執行した事務事業

2 1 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

2 2 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

2 3 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

(1) 納税証明手数料の収入事務において、一部手続きの不足が見受けられたので留意されたい。(債権管理課)

(2) 地方税電子申告ASPサービス委託業務において、見積徴集通知の記載内容に一部誤りが見受けられたので留意されたい。(税務課)

2 4 監査の対象

経済建設部 環境課

教育部 生涯学習課

2 5 監査の期間

令和3年9月21日から令和3年10月13日まで

2.6 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年8月31日までに執行した事務事業

2.7 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

2.8 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

2.9 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 文化財施設の行政財産目的外使用料事務において、納付書の発送時期について一部適正な処理がされていないことが見受けられたので留意されたい。

(生涯学習課)

- (2) 大気環境常時測定局保守点検業務委託の契約事務において、一部適正な処理がされていないことが見受けられたので留意されたい。

(環境課)

3.0 監査の対象

議会事務局 議事課

3.1 監査の期間

令和3年10月5日から令和3年10月26日まで

3.2 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年8月31日までに執行した事務事業

3.3 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。

(4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

3 4 監査の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

3 5 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。